

■■■ 工事が終わっていても申請可能です ■■■

—「住宅」「宅地」修繕の申請が
お済みでない方へ“**重要な**”お知らせ—

平成30年北海道胆振東部地震で被害のあった
住宅や宅地を修繕した場合

義援金を支給しています

り災区分		義援金の上限	対象工事など
住宅修繕	全壊、大規模半壊、 半壊の住宅を 修繕した場合	限度額 <u>60万円</u>	・外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、 電気配線工事、水道配管工事などの 修繕費用が1万円以上の場合
	一部損壊の住宅を 修繕した場合	限度額 <u>30万円</u>	1. 家財、物置、舗装工事、外構工事 などは対象外 2. 被災住宅応急修理の支給を受けて いる方は、その分を控除して算定 3. 支給額は千円以下を切り捨て
宅地修繕	り災程度を問わず 宅地を修繕 した場合	限度額 <u>10万円</u>	・宅地の流入土砂撤去や宅面の亀裂修繕など 外構工事の費用が1万円以上の場合 1. 支給額は千円以下を切り捨て

必要書類など	① 振込先の口座番号 ② 申請者本人が確認できる「運転免許証・健康保険証」など ③ り災証明書（厚真町発行） ④ 工事内容が確認できる「見積書・請求書・契約書」など ⑤ 領収書 ⑥ 被災住宅応急修理の証明書（被災住宅応急修理制度の利用者）
申請先・問い合わせ先	厚真町役場本庁舎 総務課 情報防災グループ （電話0145-27-2481）
申請日時	平日 9:00～17:00 （土曜・日曜・祝日および12月30日から1月4日までは除く）
申請期限	令和8年3月31日（火）まで

【発行／令和7年5月23日】